

令和6年7月
第 1 号

税理士専門官だより

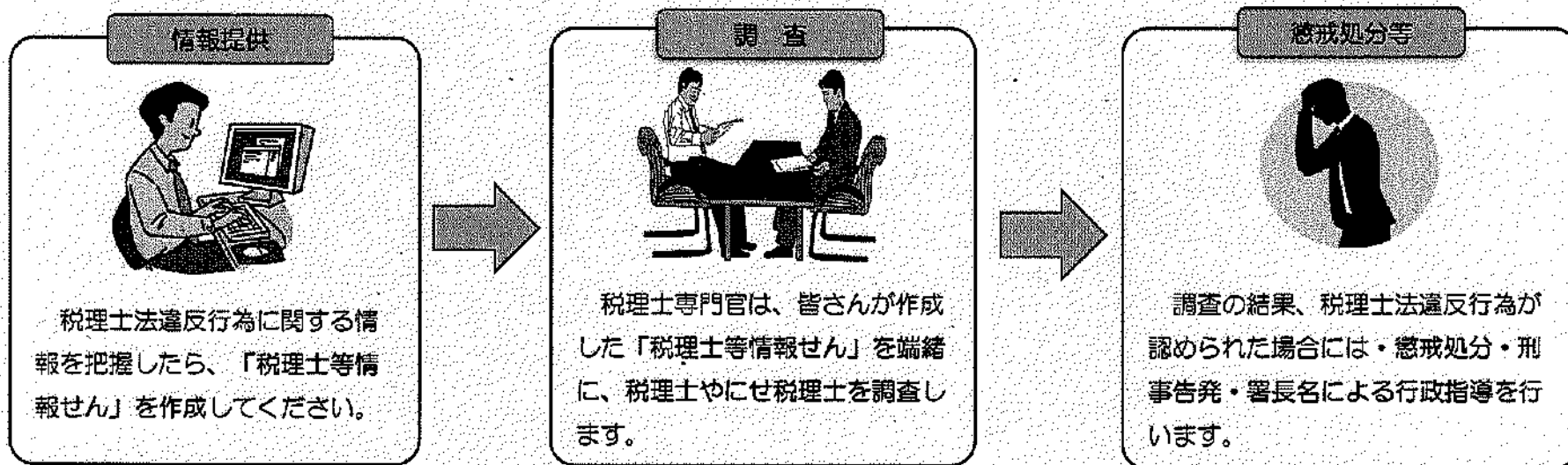
大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2027 年 12 月 末

税理士等に対する懲戒処分の実施に向けて ～「税理士等情報せん」はこうして活用されます～

「税理士法違反行為」を把握した場合は、「税理士等情報せん」を作成願います（違反行為の「疑い」も含みます。）。

私たち税理士専門官は、皆さんから寄せられた「税理士等情報せん」を端緒に、税理士法違反行為が疑われる税理士や、にせ税理士に対し、税理士法に基づく調査を実施し、特に悪質なものについては、懲戒処分や刑事告発を行っています。

★ 税理士やにせ税理士に対する調査の流れ



主な税理士法違反行為

脱税相談等をした場合の懲戒
【法45条】

- ・脱税相談、指示等
- ・事実と反することを知りながら、正しくない内容の申告書を作成

信用失墜行為の禁止
【法37条】

- ・税理士本人（税理士が代表者である法人を含む。）の脱税、申告漏れ等
- ・業務け怠 例：関与先の計算書類を預かったまま申告を怠り無申告とした
- ・調査妨害 例：不答弁、虚偽答弁、検査忌避、検査妨害

非税理士に対する名義貸しの禁止
【法37条の2】

- ・非税理士が作成した税務書類に署名押印
- ⇨いわゆる「にせ税理士」も要注意！

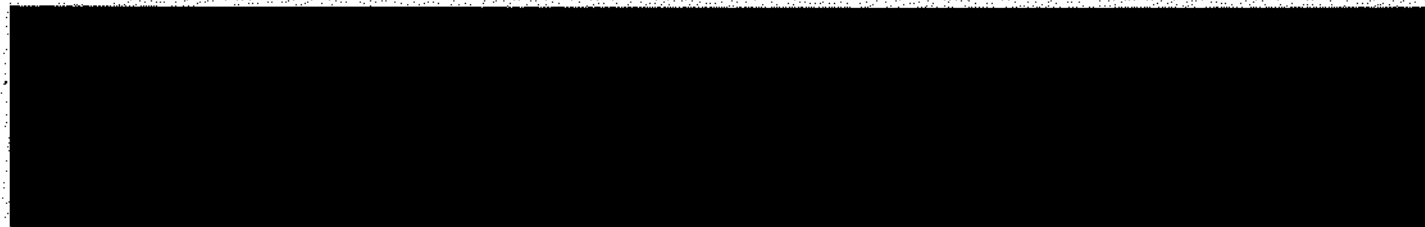
使用人等に対する監督義務
【法41条の2】

- ・税理士事務所事務員が関与先の不正申告に加担していたことを看過
- ・税理士事務所事務員が税理士に無断で他人の申告書を作成

＜税理士法違反行為を把握する場面の例＞

- ◆ 調査、滞納整理事務
- ◆ 面接、電話、投書等による情報提供
- ◆ 申告書の収受（例：「控」の送付先が納税者、関与税理士ではない第三者の住所地である…なぜ？）

＜証拠資料の具体例＞



「税理士等情報せん」の
積極的な作成を
お願いします！

- ※1 税理士法違反行為の端緒を把握した際には、速やかに署課長補佐（非設置署にあっては総務係長）に連絡し、確認事項や必要な書類等を整理した上で確実に証拠を保全しましょう。
- 2 特に有効な情報収集を行った職員に対しては、功績者表彰を行っています。

令和6年11月
第 2 号

税理士専門官だより

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2027 年 12 月 末

調査最盛期！増える調査妨害に向けて ～「調査妨害」を理解し、適切に対応しよう～

今事務年度、我々、税理士専門官は署から寄せられた「税理士等情報せん」を基に、調査妨害事案に着手しています。

事案紹介（暴言）

課税調査において税務職員の人格を否定するような暴言を発していた税理士に対し、税理士法調査を実施。当初は調査妨害の事実を否定していたが、課税調査の状況が詳細に記載されていた調査経過記録書を基に、税務職員に暴言を発することで調査を妨害した事実を突き付けるなど、毅然とした態度で臨んだところ、調査妨害を認めた。



あなた！課税調査で暴言を発し、調査妨害していましたよね！

許されない事をしたと思っています。申し訳ありませんでした。



（言い逃れてきそうにないなあ。）

課税調査・滞納整理時のポイント

課税調査等で調査妨害が行われた場合には、必ず税理士に対して、調査妨害に当たる事実を指摘し、調査報告書又は調査経過記録書等で証拠化することが重要です。

税理士の調査妨害には、「毅然とした対応」と「詳細な記録」を！



それって調査妨害？ 調査非協力との見極め！

調査非協力

「修正申告には応じない!」、「納税者支援調整官に連絡するぞ!」・・・など
→ このようなケースは、納税者等の権利に当たるため、調査妨害とは言えません。

調査妨害

- ・資料の提出を拒む、納税者に質問や回答をさせない
- ・調査日程の引き延ばし
- ・何度連絡しても折り返し連絡がない・・・など

その行為に「正当な理由」があるのか確認！

「調査妨害」とは、
読んで字のごとく、
「調査」を「妨害」
する行為です！



税理士による調査妨害は、税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となり、同法第46条の懲戒事由に該当します。この場合の懲戒処分の量定は、同法第46条及び財務省告示に基づき、妨害行為の「回数」、「程度」に応じて「2年以内の税理士業務の停止」又は「税理士業務の禁止」となります。

※ 調査妨害については、税理士専門官だより令和6年6月（号外）も、是非、参考にしてください。

令和7年2月
第3号

税理士専門官だより

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

確定申告期！にせ税理士の把握に向けて ～その人、本当に税理士ですか??～

確定申告期（2月16日から3月15日まで）は、「にせ税理士」が顕在化することから、「にせ税理士防止月間」と位置付けています。今回は、「にせ税理士」を把握した端緒事例等を紹介します。

「にせ税理士」とは

税理士法52条(税理士業務の制限)には、税理士等でない者は、税理士業務(確定申告書の作成、調査の立会い及び具体的な税務相談等)を行ってはならないと規定されています。

税理士等でないにもかかわらず、税理士業務を行っている者のことを、「にせ税理士」と呼んでいます。

※ 税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

例えば…

- 司法書士、行政書士及び社会保険労務士等の国家資格があっても、
- 税理士事務所職員(税理士の指導監督下にある場合を除く。)であっても、
- 記帳代行等の会計業務を行う記帳代行業者であっても、

税理士等ではないため、確定申告書の作成など税理士業務を行うと、たとえ無償であっても、「にせ税理士」になりますので御注意ください。

税理士等情報せんの作成

「にせ税理士」の疑いがあった場合には、積極的に「税理士等情報せん」の作成をお願いします。

情報せんを基に、税理士事務担当者（局税理士専門官、署総務課課長補佐（非設置署は総務係長））が税理士法上の調査を行い、違反行為が認められた場合には、懲戒処分・刑事告発・署長名による行政指導を行います。

「にせ税理士」を把握した端緒事例

窓口事務

- 窓口に税理士の署名がない複数の申告書を提出してきた。



複数の納税者の申告書に税理士署名欄の記載がない・・・
「にせ税理士」かもしれないぞ！身元確認を行おう！

税理士等情報せん (添付資料等)

- ① 誰か
- ② いつ
- ③ 誰の申告書
- ④ 何件
(名刺、面接メモ等)

郵送開封事務・内部事務

- 確定申告書が郵送で提出されたが、同封されていた返信用封筒の宛先が、納税者や税理士でない第三者であった。
- 確定申告書に誤りがあり、税理士の署名がないため納税者に問い合わせたところ、税理士でない者が申告書を作成していた。



返信先が本人ではない。
まずは、納税者に確認してみよう！

返信先は、申告書作成を依頼して
いる A 行政書士ですよ。



- ① 返信先は誰か
- ② 申告書の
作成者は誰か
- ③ いつから
- ④ 納税者との関係性
(提出時の封筒、返信用封筒、
応答メモ等)

調査・徴収

- 調査等で納税地に臨場したところ、税理士でもなく納税者の使用人でない者が調査に立ち会おうとした。
➢ 調査においては、自身の身分証を提示するとともに、税理士証票の確認を励行しましょう。

- ① 誰か
- ② 立ち会うことと
なった経緯
(名刺、調査経過記録書等)

最後に

e-Taxの更なる普及や申告書等の控えへの收受日付印の押なつての見直しなど、窓口業務などが変化する中、対応者の感じる違和感がにせ税理士把握の新しい端緒につながります。

今回紹介した事例以外でも、「おかしいな。にせ税理士かもしれない。」と感じた際には、まずは、お近くの税理士事務担当者までお知らせください。

確定申告会場等では使用しません
が、「申告書等提出表」が導入されて以降、提出表に記載された電話番号が申告書記載の電話番号と違ったことからにせ税理士が把握されたことがあります。





税理士専門官だより

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

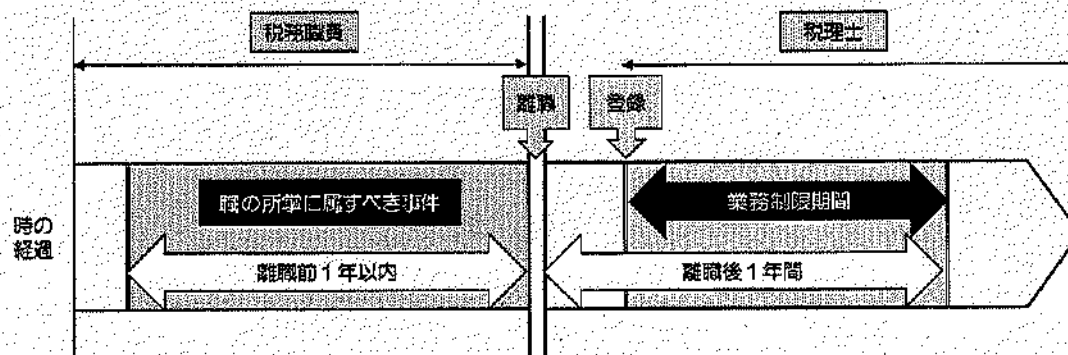
退職した税務職員に対する税理士業務の制限

私たち税務職員が退職して税理士となり税理士業務を行う場合には、離職後1年間の業務の制限がありますので、注意が必要です。

『業務の制限』とは？

退職した税務職員が税理士となった場合には、離職後1年間は、離職前1年内の職の所掌に属すべき事件（注）について、税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）を行ってはならないとされています。（税理士法第42条）

再任用職員においては、「離職（退職時）」を「再任用終了時」として判断します。



（注）『職の所掌に属すべき事件』とは・・・

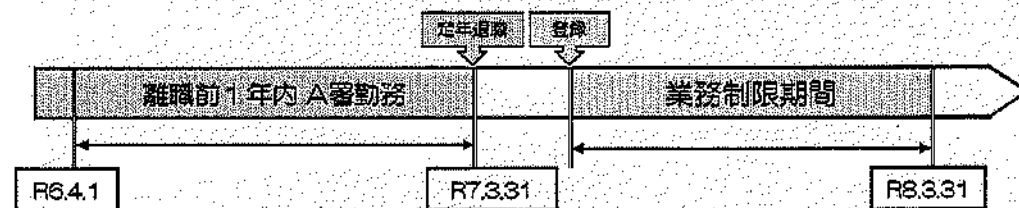
事務分掌規則等の定めるところにより判断します。具体的には、特定の調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断、指示、決定等を行う対象となり得る納税者に係る案件をいいます。ここでは、以下「調査等案件」といいます。

税理士業務の制限対象と期間

【P.1】令和7年3月31日をもって退職する職員の場合（A署個人課税部門の税務調査官に相当する職員）

対象：A署において自己が担当した納税者に係る調査等案件

⇒直接担当した事案だけでなく、指導事案、支援事案、部門連携等で参画した事案を含みます。

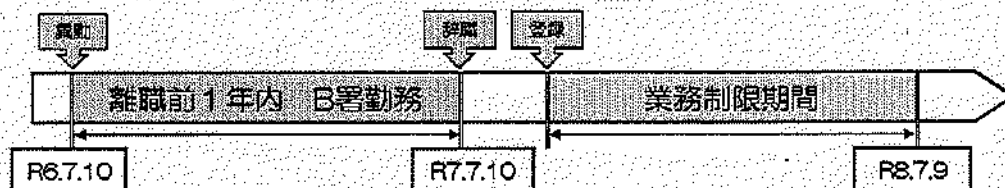


（注）令和7年3月31日の翌日（4月1日）から起算する。

【P.2】令和7年7月10日付で自らの所掌で離職する職員の場合（B署法人課税部門の税務調査官に相当する職員）

対象：B署の所屬する部門で所掌する納税者に係る調査等案件

⇒調査等を実施した法人だけでなく、部門の所掌法人が対象となります。

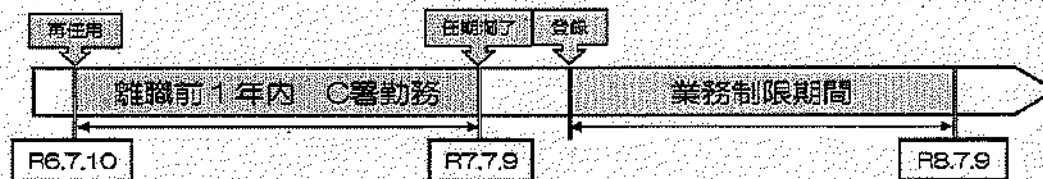


（注）令和7年7月10日の午前零時から起算する。

【P.3】令和7年7月9日付で再任用の職員が任期満了となる場合（C署の専任税務部門の税務調査官に相当する職員）

対象：C署において自己が担当した納税者に係る調査等案件

⇒直接担当した事案だけでなく、指導事案、支援事案、部門連携等で参画した事案を含みます。



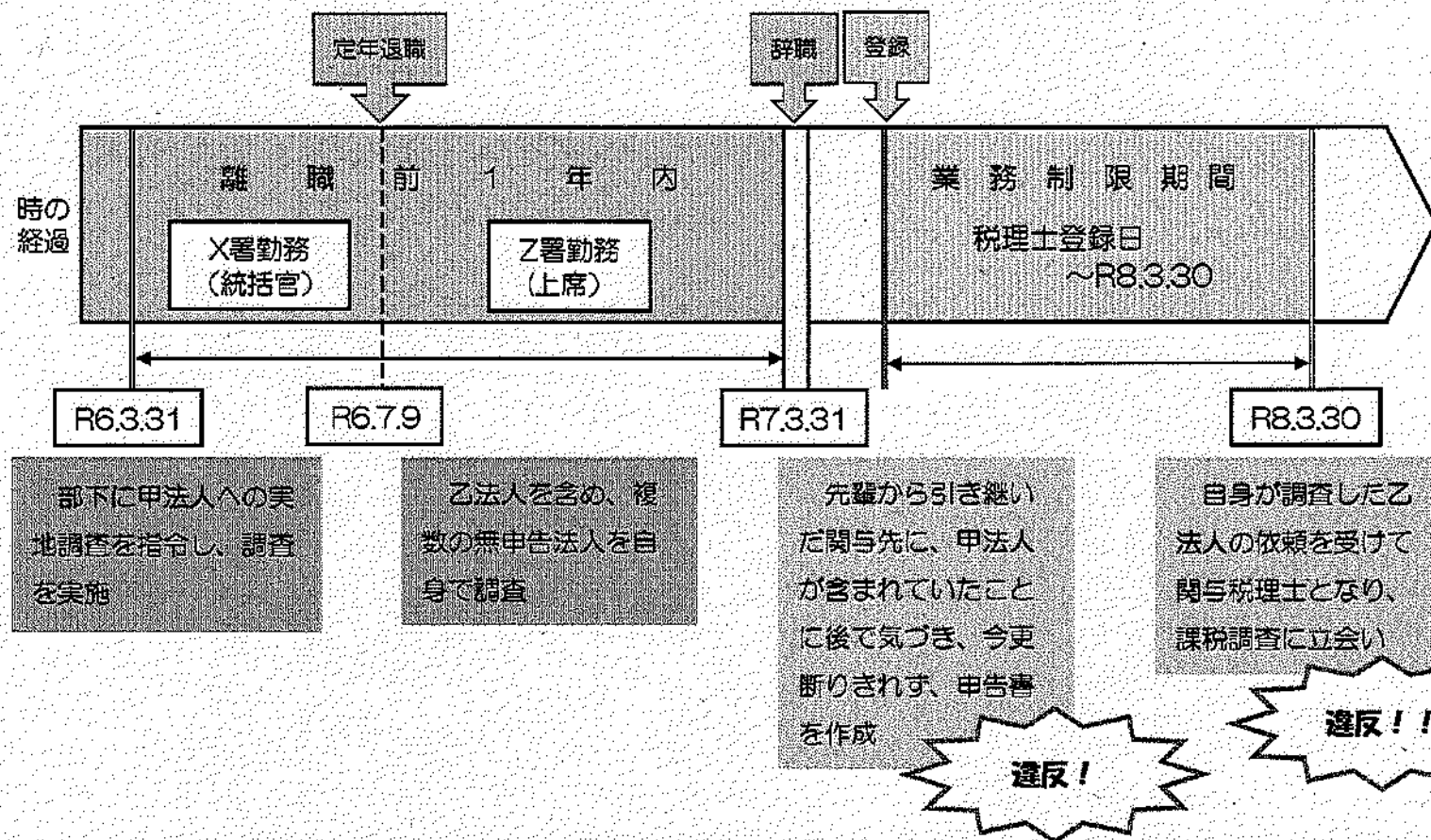
（注）令和7年7月9日の翌日（7月10日）から起算する。

違反行為の具体例

Z署法人課税部門の上席国税調査官（再任用）が令和7年3月31日付で自らの意思で辞職したケース
（令和6年7月、X署法人統括官で定年退職。その後、再任用としてZ署勤務）

業務制限の対象となる者

- ・X署の所属する部門において所掌していた納税者
- ・Z署において自己が担当した納税者



税理士法第 42 条の趣旨

税務職員出身の税理士が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るということがあると、税務官公署在職中における公務の執行が正当に行われていたとしても、社会一般から無用の疑念を持たれかねません。

このため、国税OB税理士が、在職中の地位を利用して顧客等の開拓を図ることを防止するという趣旨で、税理士法第 42 条が設けられています。

※ 税理士法第 42 条違反の行為は、たとえ 1 件であっても、懲戒処分の対象となります。

この規定に違反した場合の懲戒処分は、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。

また、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

※ 退職時の税務署の管内で開業することは同条に違反するものではありませんが、このような場合は、例えば当該管内の近隣の納税者から来所・電話による相談を受けることや調査の立会いの依頼を受けるなどといった機会が十分に想定されますので、その際は毅然として断るなど、絶対に「元税務職員が当該規定に違反している」といったあらぬ誤解を招くことのないよう特にご注意ください。



税理士業務の制限対象は、離職前 1 年以内の職によって内容が異なります。
統括官以上の役職で退職された方は、制限範囲が広がりますのでご注意ください。
詳しくはこちら

国税庁総務課情報第 2 号「退職職員に対する税理士業務の制限について」（法令は平成 22 年当時のもの）

（共通ライブラリ＞通達・情報＞総務部・総務課＞種別：09 情報＞分類：すべての分類＞【総・総・税】庁総務課情報）

《参考》

税務職員が離職後、税理士登録をした場合、税務行政庁在職時の具体的役職名を表示した広告としてはならないことになっています。（具体的役職名とは、管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記をいいます。）

例）元〇〇税務署長 → × 、元税務署長 → ○

令和7年6月
第 5 号

税理士専門官だより

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2028 年 12 月 末

「税理士事務功績者」への表彰

先般、税理士の懲戒処分や悪質な「にせ税理士」の告発等の端緒となる税理士等情報せんを作成するなど、顕著な功績を挙げた皆様が功績者局長表彰(税理士事務)を受表彰されました。

令和6年度 局長表彰受表彰者等の紹介

千葉東署 法人特別国税調査官

法人税調査で、税理士が ことを把握し、速やかに連絡！

法人税調査において、税理士が、

など必要な証拠を収集し、速やかに「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！

千葉東署 法人課税第3部門(収集時所属：京橋署)

法人税調査で、税理士による し、速やかに連絡！

法人税調査において、税理士が、

速やかに「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、税理士を行政指導(厳重注意)！税理士は二度と をしないことを誓約！

往原署 個人課税第1部門（収集時所属：四谷署）

広域不正還付事案で、[redacted] ことを把握し、速やかに連絡！

広域不正還付事案で、[redacted]

[redacted] など、必要な証拠を収集し、速やかに「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、[redacted]

渋谷署 徴収特別国税徴収官（収集時所属：八王子署）

未納整理事務で、[redacted] を把握し、速やかに連絡！

署の源泉担当が行った未納整理事務を通じて、[redacted]

[redacted] などした上で詳細な「税理士等情報せん」を作成。

また、常に署課長補佐として税理士法違反に係る問題意識を持ち、税理士専門官の困難事案に係る実態確認等に尽力！

⇒税理士法調査によって、[redacted] を懲戒処分！ [redacted] を行政指導（厳重注意）！

八王子署 法人課税第2部門（収集時所属：京橋署）

法人税調査で、税理士が [redacted] ことを把握し、速やかに連絡！

法人税調査で、[redacted]

[redacted] など必要な証拠を収集し、[redacted]

[redacted] ため、速やかに「税理士等情報せん」を作成。

⇒税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！



今回受彰された方々は、課税調査において重加算税を賦課するために質問応答記録書を作成するなど、必要な証拠収集を的確にされていました。

今回受彰された方々のように、税理士や税理士事務所事務員が [redacted] と疑われたときや、 [redacted] が疑われたときに、税理士やにせ税理士等が行った税理士法の違反行為について、 [redacted] など、税理士法の観点からも証拠収集することで、非常に有効な「税理士等情報せん」となり、税理士の懲戒処分や、にせ税理士の司法当局への告発につなげることができます。

税理士法調査は、職員の皆様から提供された「税理士等情報せん」が不可欠です！
引き続き、「税理士等情報せん」の積極的な作成をお願いします！

特に、調査妨害を行ったと疑われる税理士については、その場ですぐに抗議し、具体的に調査妨害をしたと判断される行動や発言内容を調査経過記録書に記録するなどして、速やかに税理士情報せんの作成をお願いします！

調査妨害による税理士の懲戒処分については、妨害行為の回数と程度に応じて、懲戒処分の量定が判断されます。懲戒処分をするためには、皆さんの具体的かつ詳細な調査経過記録書等への記録が重要なカギとなります！

